平成３０年（フ）第１７号
熊本県玉名市天水町尾田593番地
債務者　浦田　亜希（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１９号
熊本県玉名市立願寺791番地３
債務者　濵渕　大輔
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１３５号
栃木県宇都宮市平松本町822番地84、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字石末748番地
債務者　須藤　将宏
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４４号
栃木県日光市若杉町1255番地１　県営若杉住宅３号棟46号室
債務者　山田　義和
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１６５９号
大阪市西区川口３丁目８番15―203号
債務者　田中　健作
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６１号
沖縄県うるま市与那城西原1040番地４　県営与那城団地４棟301号
債務者　比嘉　和則
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第６７号
沖縄県沖縄市山内４丁目８番２号　嘉陽アパート12号室
債務者　藤村　未央（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第７０号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋88番地　ＧＡＪＵＭＡＲＵ202号室
債務者　森本　静華
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第７５号
沖縄県うるま市字仲嶺514番地１　ｆｒｅｓｃｕｒａ403、住民票上の住所沖縄県うるま市字赤道754番地１
債務者　島元　拓也
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第７７号
沖縄県うるま市字塩屋305番地１
債務者　比嘉よし子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第８１号
沖縄県うるま市石川伊波915番地１　石川前原団地108号
債務者　糸洲貴美子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第３２号
栃木県小山市扶桑３丁目20番15号　県営扶桑住宅７号棟13号室、従前の住所栃木県小山市大字羽川289番地39
債務者　山田久実子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第１４０号
栃木県栃木市新井町1003―３　フジハウス新井101号室、住民票上の住所栃木県栃木市大平町下皆川2010番地22
債務者　益田　義孝
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５２号
栃木県宇都宮市鶴田町3243番地３
債務者　小澤　一彦
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８３号
静岡県榛原郡吉田町住吉4956番地の１　プランドールサン101、旧住所静岡県御前崎市池新田3843番地の４　ライラック103号
債務者　水本　勝章
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９７号
静岡市駿河区宮竹２丁目３番５―205号
債務者　髙松　　博
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部